○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十二号

目次

第一章　総則（第一条・第二百一条）

第二章　運送業務等

第一節　通則（第二条・第三条）

第二節　運送の申込み及び引受け（第四条・第五条）

第三節　積付け（第六条）

第四節　貨物の受取及び引渡し（第七条・第八条）

第五節　荷造（第九条・第十条）

第六節　引渡（第十一条・第十二条）

第七節　運賃、料金等（第十三条・第十四条）

第八節　責任（第十五条・第十六条）

第九節　運賃割戻（第十七条・第十八条）

第三章　優込みなし貨物の運送（第十九条・第二十条）

第四章　優込みなし貨物の運送（第二十一条・第二十二条）

第五章　運賃割戻（第二十三条・第二十四条）

第六章　雑則（第二十五条・第二十六条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　当店は、貨物自動車運送業務を行う。

2　当店は、標準約款を適用して貨物を運送する。

3　当店は、特別約款を定めて貨物を運送することがある。

4　当店は、貨物自動車運送を行う。

（定義）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところによる。

2　当店は、標準約款に反するものであっても、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがある。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　標準約款の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（申込の拒絶）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた配達序にならい、貨物の運送を行います。ただし、荒波又は変況しやすい区間の運送を要する場合その他当店の事情により止むを得ない場合は、この限りでありません。

（引渡期限）

第五条　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日

二　目本諸島運送期間　貨物を受け取った日を含め二日

三　離島運送期間　貨物を受け取った日を含め三日

2　前項の期間に、次の日数を含む期間は、その期間に含まれないものとします。

一　日本諸島運送期間　日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日（第十七条第一項において「祝日」という。）、土曜日、年末年始（毎年十二月三十日から翌年一月三日までの期間をいう。）

二　離島運送期間　日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、年末年始（毎年十二月三十日から翌年一月三日までの期間をいう。）

（運賃の引受）

第六条　当店は、第三十七条第一項に規定する利用運送料及び第三十二条第一項に規定する梱包料（以下「運賃」という。）の額を受け取ることを条件として、貨物の運送を引き受けます。

2　当店は、貨物の運送を引き受けるときは、その内容を確認するものとします。

（運賃の引受）

第七条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載する利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃の引受）

第八条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃の引受）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運賃の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この約款に反するものであるとき。

二　当該運送に関する運賃が、この約款に反するものであるとき。

（荷造及び荷造費）

第十条　この運送約款において荷造とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨物、梱包（第十四条第一項に規定する梱包をいう。以下同じ。）、荷役機器（以下「荷役機器」という。）、荷役用パレット（以下「パレット」という。）、荷役用コンテナ（以下「コンテナ」という。）、荷役用ケース（以下「ケース」という。）、荷役用ラック（以下「ラック」という。）、荷役用カゴ（以下「カゴ」という。）、荷役用ボンベ（以下「ボンベ」という。）、荷役用タンク（以下「タンク」という。）、荷役用ホース（以下「ホース」という。）、荷役用ポンプ（以下「ポンプ」という。）、荷役用ノズル（以下「ノズル」という。）、荷役用ホッパ（以下「ホッパ」という。）、荷役用ベルトコンベア（以下「ベルトコンベア」という。）、荷役用ローラコンベア（以下「ローラコンベア」という。）、荷役用ロボット（以下「ロボット」という。）、荷役用ロボットアーム（以下「ロボットアーム」という。）、荷役用ロボットハンド（以下「ロボットハンド」という。）、荷役用ロボットフィンガー（以下「ロボットフィンガー」という。）、荷役用ロボットアクチュエータ（以下「ロボットアクチュエータ」という。）、荷役用ロボットセンサ（以下「ロボットセンサ」という。）、荷役用ロボットコントローラ（以下「ロボットコントローラ」という。）、荷役用ロボットプログラム（以下「ロボットプログラム」という。）、荷役用ロボットシステム（以下「ロボットシステム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド（以下「ロボットアーム用ハンド」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー（以下「ロボットアーム用フィンガー」という。）、荷役用ロボットアーム用アクチュエータ（以下「ロボットアーム用アクチュエータ」という。）、荷役用ロボットアーム用センサ（以下「ロボットアーム用センサ」という。）、荷役用ロボットアーム用コントローラ（以下「ロボットアーム用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用プログラム（以下「ロボットアーム用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用システム（以下「ロボットアーム用システム」という。）、荷役用ロボットハンド用フィンガー（以下「ロボットハンド用フィンガー」という。）、荷役用ロボットハンド用アクチュエータ（以下「ロボットハンド用アクチュエータ」という。）、荷役用ロボットハンド用センサ（以下「ロボットハンド用センサ」という。）、荷役用ロボットハンド用コントローラ（以下「ロボットハンド用コントローラ」という。）、荷役用ロボットハンド用プログラム（以下「ロボットハンド用プログラム」という。）、荷役用ロボットハンド用システム（以下「ロボットハンド用システム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用アクチュエータ（以下「ロボットフィンガー用アクチュエータ」という。）、荷役用ロボットフィンガー用センサ（以下「ロボットフィンガー用センサ」という。）、荷役用ロボットフィンガー用コントローラ（以下「ロボットフィンガー用コントローラ」という。）、荷役用ロボットフィンガー用プログラム（以下「ロボットフィンガー用プログラム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用システム（以下「ロボットフィンガー用システム」という。）、荷役用ロボットアクチュエータ用センサ（以下「ロボットアクチュエータ用センサ」という。）、荷役用ロボットアクチュエータ用コントローラ（以下「ロボットアクチュエータ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアクチュエータ用プログラム（以下「ロボットアクチュエータ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアクチュエータ用システム（以下「ロボットアクチュエータ用システム」という。）、荷役用ロボットセンサ用コントローラ（以下「ロボットセンサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットセンサ用プログラム（以下「ロボットセンサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットセンサ用システム（以下「ロボットセンサ用システム」という。）、荷役用ロボットコントローラ用プログラム（以下「ロボットコントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットコントローラ用システム（以下「ロボットコントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットプログラム用システム（以下「ロボットプログラム用システム」という。）、荷役用ロボットシステム用システム（以下「ロボットシステム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用センサ（以下「ロボットアーム用ハンド用センサ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ（以下「ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用センサ（以下「ロボットアーム用フィンガー用センサ」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用コントローラ（以下「ロボットアーム用フィンガー用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用プログラム（以下「ロボットアーム用フィンガー用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用システム（以下「ロボットアーム用フィンガー用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用アクチュエータ用センサ（以下「ロボットアーム用アクチュエータ用センサ」という。）、荷役用ロボットアーム用アクチュエータ用コントローラ（以下「ロボットアーム用アクチュエータ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用アクチュエータ用プログラム（以下「ロボットアーム用アクチュエータ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用アクチュエータ用システム（以下「ロボットアーム用アクチュエータ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用センサ用コントローラ（以下「ロボットアーム用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用センサ用プログラム（以下「ロボットアーム用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用センサ用システム（以下「ロボットアーム用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットハンド用フィンガー用アクチュエータ（以下「ロボットハンド用フィンガー用アクチュエータ」という。）、荷役用ロボットハンド用フィンガー用センサ（以下「ロボットハンド用フィンガー用センサ」という。）、荷役用ロボットハンド用フィンガー用コントローラ（以下「ロボットハンド用フィンガー用コントローラ」という。）、荷役用ロボットハンド用フィンガー用プログラム（以下「ロボットハンド用フィンガー用プログラム」という。）、荷役用ロボットハンド用フィンガー用システム（以下「ロボットハンド用フィンガー用システム」という。）、荷役用ロボットハンド用アクチュエータ用センサ（以下「ロボットハンド用アクチュエータ用センサ」という。）、荷役用ロボットハンド用アクチュエータ用コントローラ（以下「ロボットハンド用アクチュエータ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットハンド用アクチュエータ用プログラム（以下「ロボットハンド用アクチュエータ用プログラム」という。）、荷役用ロボットハンド用アクチュエータ用システム（以下「ロボットハンド用アクチュエータ用システム」という。）、荷役用ロボットハンド用センサ用コントローラ（以下「ロボットハンド用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットハンド用センサ用プログラム（以下「ロボットハンド用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットハンド用センサ用システム（以下「ロボットハンド用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットハンド用コントローラ用プログラム（以下「ロボットハンド用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットハンド用コントローラ用システム（以下「ロボットハンド用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットハンド用プログラム用システム（以下「ロボットハンド用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用アクチュエータ用センサ（以下「ロボットフィンガー用アクチュエータ用センサ」という。）、荷役用ロボットフィンガー用アクチュエータ用コントローラ（以下「ロボットフィンガー用アクチュエータ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットフィンガー用アクチュエータ用プログラム（以下「ロボットフィンガー用アクチュエータ用プログラム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用アクチュエータ用システム（以下「ロボットフィンガー用アクチュエータ用システム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用センサ用コントローラ（以下「ロボットフィンガー用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットフィンガー用センサ用プログラム（以下「ロボットフィンガー用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用センサ用システム（以下「ロボットフィンガー用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用コントローラ用プログラム（以下「ロボットフィンガー用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用コントローラ用システム（以下「ロボットフィンガー用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットフィンガー用プログラム用システム（以下「ロボットフィンガー用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用センサ（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用センサ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用センサ用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用センサ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用センサ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ用センサ（以下「ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ用センサ」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ（以下「ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ用プログラム（以下「ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ用システム（以下「ロボットアーム用フィンガー用アクチュエータ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用センサ用コントローラ（以下「ロボットアーム用フィンガー用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用センサ用プログラム（以下「ロボットアーム用フィンガー用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用センサ用システム（以下「ロボットアーム用フィンガー用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用フィンガー用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用フィンガー用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用フィンガー用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用フィンガー用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用センサ用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用センサ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用センサ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用アクチュエータ用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用センサ用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ用プログラム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ用プログラム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用プログラム用システム」という。）、荷役用ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ用プログラム用システム（以下「ロボットアーム用ハンド用フィンガー用アクチュエータ用センサ用コントローラ用プログラム用システム」という。）

（運賃料金表）

第十六条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第十七条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第十八条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第十九条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十一条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十二条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十三条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十四条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十五条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十六条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十七条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十八条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第二十九条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十一条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十二条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十三条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十四条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十五条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十六条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十七条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十八条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第三十九条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十一条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十二条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十三条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十四条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十五条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十六条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十七条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十八条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第四十九条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十一条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十二条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十三条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十四条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十五条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十六条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十七条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の掲示）

第五十八条　当店は、第三十二条第一項の運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当該運送に適用する料金表に掲載し、当店の事務所の見やすい場所に掲示します。

2　当店は、運賃料金表に掲載した利用運送料及び梱包料を、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃料金表の